

## プリンシプルベースの視点から、見直しを行うべき自主規制規則等について検討

- 法令・規制の趣旨について一定の定着が見られた後、協会のさらなる創意工夫の妨げになっているものはないか。
- 顧客本位の業務運営などプリンシプルベースの対応を進めていく中、必要以上に外形的・画一的となっているものはないか。
- 低リスク化した分野において、依然として一律かつ冗長な事務や顧客対応を求めているものはないか。

## 以下の見直しの方向性を提案

### 1. 投資信託等の乗換え勧誘時の説明義務等

- 「投信乗換ガイドライン」において説明やモニタリングの方法を一律に定めているところ、各社の創意工夫が可能となるよう、説明事項や社内記録の内容等の例示を削除し、顧客の属性や投資信託の性質等に応じた説明や自社の業容や勧誘方法を踏まえたモニタリングが行われるよう見直しを行う。

### 2. 広告等規制

- 顧客の正しい理解の促進や過不足のない規制の実現等の観点から、①メリハリのあるリスク・手数料表示のあり方、②電子メール、チャット、ソーシャルメディアを利用した広告等の留意事項、③株式等5銘柄表示の数値基準の廃止等について、「広告指針」の見直し等を行う。

### 3. 高齢顧客への勧誘による販売に係るルール

- 個別の顧客の状況に合わせた対応をより可能とするため、「高齢顧客ガイドライン」の対象外とする顧客の判定、特別な手続きを経ずに勧誘可能な商品の範囲等について、ガイドラインにおいて画一的又は形式的となっている内容を改めるとともに、新たにアフターフォローの考え方を盛り込む。

### 4. インターネットガイドライン

- インターネット黎明期に制定された本ガイドラインは、その後のインターネット取引の普及に伴う環境の変化や規制対応によりその役目を終えていると考えられることを踏まえ、廃止する。

※上記の見直しに伴い、必要に応じ、当局の規制について確認や改正要望を行う。

## (参考) 懇談会の概要

- 設置時期：2019年10月
- 検討期間：2019年11月～2020年7月（計7回開催）
- メンバー：神作座長（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、協会役員、金融庁（オブザーバー）